平成17年度 第1回 液化石油ガス規格委員会 議事録

I. 日 時:平成18年1月13日(金)13:30~17:00

Ⅱ. 場 所:高圧ガス保安協会 第2、3会議室(7階)

Ⅲ. 出席者(敬称略、順不同)

委員長:坪井副委員長:小川

委 員:青木、澤、飯田、能重、萩原、安藤、牛島(代理 斎木)、戸塚、井出、

川野、松原、三宮、満田、杉本、兵頭、北條、中村

オブザーバ:小林、榎本

K H K:田邊、丸山、北出、高橋、永井

Ⅳ. 配付資料

資料1 液化石油ガス規格委員会委員名簿(業種バランスシート(案))

資料 2 技術基準作成基本方針

資料3-1 規格委員会規程について

資料3-2 高圧ガス保安協会 規格委員会規程

資料 4 技術基準策定手順書(案)

資料5-1 分科会の設置について(案)

資料5-2 分科会委員予定者名簿(業種バランスシート(案))

資料6-1 解釈専門分科会の設置について(案)

資料6-2 解釈専門分科会委員予定者名簿(案)

資料7-1 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホースに係る技術基準の改正について(案)

資料7-2 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース技術基準改正事項一覧表

資料7-3 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース技術基準(KHKS 0721)改正案新旧対照表

資料8-1 液化石油ガス用継手金具付低圧ホースに係る技術基準の改正について(案)

資料8-2 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース技術基準(KHKS 0709)改正案新旧対照表

資料9-1 自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式圧力計に係る技術基準の改正について (案)

資料9-2 自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式圧力計技術基準(KHKS 0713)改正案新旧 対照表

資料 10-1 液化石油が ス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置 (S型)技術基準 (KHKS0733) の改正について (案)

資料 10-2 液化石油が λ用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置 (S型) 技術基準 (KHKS0733) 改正案新旧対照表及び液化石油が λ用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置 (SB型) 技術基準 (KHKS0737) 改正案新旧対照表

参考 1 液化石油ガス燃焼器接続用ホース技術基準(KHKS 0721)改正案

- 参考2 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース技術基準(KHKS 0709)改正案
- 参考3 自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式圧力計技術基準(KHKS 0713)改正案
- 参考 4 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動が ス遮断装置 (S型) 技術基準 (KHKS0733) 改正案
- 参考 5 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動が ス遮断装置 (SB型)技術基準 (KHKS0737) 改正案
- 参考 6 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動が ス遮断装置(S型)技術基準(KHKS0733)改正 提案内容について

V. 議事概要

1. 挨拶

開催に先立ち、KHK田邊理事から旧技術委員会の体制を改めた背景等の説明及び挨拶があった。

2. 委員紹介

事務局から、資料1に基づき委員の紹介が行われた。

3. 定足数の報告

事務局から、本日の出席委員及び委員代理者が19名であることを報告し、規格委員会規程第14条第1項に定める定足数を満足していることが確認された。

4. 議題(1)委員長互選、副委員長指名

4-1 委員長互選

規格委員会規程第2条第4項の規定により、本委員会の委員長は互選により定めることとなっている旨事務局から説明があった後、互選により坪井委員が委員長に選任された。

4-2 副委員長指名

坪井委員長から小川委員に副委員長をお願いしたい旨発言があり、小川委員がこれを 了承し、副委員長に就任した。

5. 議題(2)技術基準策定手順書等について

事務局より、資料 2、資料 3-1、資料 3-2 に基づき、技術委員会の組織、KHK が新たに 導入した規格策定プロセス及び規格委員会規程について説明を行った。引き続いて、 資料 4 に基づき、技術基準策定手順書(案)について、説明を行った。その後、以下の 意見交換等があった。

・今回の技術委員会の組織改正によりKHK規格は規格委員会で作成され、技術委員会による承認が不要となったと理解していたが、プロセスレビューを受けるということは、技術委員会の承認をとることと同じではないのか。

- →「プロセスレビュー」は、規格委員会において審議されている規格の改正案等についての技術的な評価を技術委員個人が行うものであり、技術委員会として承認をすることとは異なる。
- ・アソシエートは希望すれば誰でもなることができるのか。人数の上限はあるのか。
- →委員長又は主査により、委員会等の運営に支障が生じるおそれがないと判断されば 登録することができる。
- ・KHK規格を改正する場合は、全てパブリックコメントを実施しなくてはいけない のか。たとえば、法律改正に伴うKHK規格改正の場合は実施しない等の措置はで きないのか。
- →KHK規格を改正する場合は、全てパブリックコメントの実施が必要となっている。
- 第22条第3項第4号とあるのは第3号の誤りではないか。また、第23条第4項が 重なっている。
- →第 22 条第 3 項第 4 号を第 3 号と修正し、また、第 23 条の重なっている 2 つ目の第 4 項を第 5 項とするとともに第 5 項を第 6 項に修正することとした。

以上の意見交換等があった後、資料4の技術基準策定手順書案について採決を行った 結果、出席委員及び代理者(19名)の過半数(10名)以上の賛成(満場一致)により 可決とされた。

6. 議題(3)分科会の設置について

事務局より、資料 5-1 及び資料 5-2 に基づき、説明を行った。その後、以下の意見交換等があった。

- ・新分科会委員は、暫定分科会委員の委員交代するのか。
- →暫定分科会の委員の方に引き続きお願いしたいと考えている。
- ・資料5-1では「LPガス設備設置基準等分科会」とあり、資料5-2では「液化石油ガス設備設置基準等分科会」となっているが、どちらが正しいのか。
- →「LPガス設備設置基準等分科会」が正しい分科会名である。資料5-2を「LP ガス設備設置基準等分科会」と訂正することとした。

以上の意見交換等があった後、分科会の設置について採決したところ、出席委員及び 代理者(19名)の過半数(10名)以上の賛成(満場一致)により可決とされた。

7. 議題(4)解釈専門分科会の設置について

事務局より、資料 6-1 及び資料 6-2 に基づき、説明を行った。その後、以下の意見交換等があった。

- ・分科会と解釈専門分科会を分ける必要がないのではないか。組織をあまり分けない 方がよいのではないか。
- →液化石油ガス規格委員会に設置する分科会は常設であるため、分科会及び解釈専門

分科会をそれぞれ設置すると違和感があるが、他の規格委員会においては分科会が常設されていない場合もあり、KHK規格に関する質疑応答等を行う解釈専門分科会を設置する必要がある。そのため、全体の組織の統一を図るため、液化石油ガス規格委員会においても分科会と解釈専門分科会をそれぞれ設置することとしたい。

以上の意見交換等があった後、解釈専門分科会の設置について採決したところ、出席 委員及び代理者(19名)の過半数(10名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

- 8. 議題(5)規格の改正について
- 8-1 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース技術基準(KHKS0721)改正案について 事務局より、資料 7-1、7-2、7-3 に基づき、改正内容について説明を行い、以下の意 見交換等があった。
 - ・今回のホースは業務用で使用されるものであるが、使用環境の影響による耐用年数 の評価はどのようにしているのか。
 - →今回の改正案にある大口径のホース以外の燃焼器用ホースにおいても、食酢、食用油、しょう油等により、ホース外層の耐久試験を実施している。
 - 低温試験の試験温度がホース部と継手部で差があるのは何故か。
 - →継手部は室内で使用され、ホース部は屋外で使用されることを想定しているため、 試験温度が異なっている。
 - ・迅速継手の脱着試験回数が6000回となっているが、この回数は他の基準と比べてどのレベルなのか。
 - →従来の小口径のものと同じレベルの試験となっている。
 - 呼び径25の3mとあるが、長くはないのか。
 - →ホースの脱着作業時に必要な長さとなっている。ホースの設置基準及び取扱いに係る注意事項については別途、LPガス設備設置基準及び取扱要領などに記載していくこととする。

以上の意見交換等があった後、液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース技術基準 (KHKS0721)改正案に係る書面投票の実施について決議を行った結果、出席委員及び代理者 (18名)の過半数 (10名)以上の同意 (満場一致)により書面投票を実施することになった。

- 8-2 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース技術基準(KHKS0709)改正案について 事務局より、資料 8-1、8-2 に基づき、改正内容について説明を行った後、液化石油ガ ス用継手金具付低圧ホース技術基準(KHKS0709)改正案に係る書面投票の実施について 決議を行った結果、出席委員及び代理者(18名)の過半数(10名)以上の同意(満場 一致)により書面投票を実施することになった。
- 8-3 自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式圧力計技術基準(KHKS0713)改正案について

事務局より、資料 9-1、9-2 に基づき、改正内容について説明を行い、以下の意見交換等があった。

- 現行の「表示型」は削除することとしたのか。
- →電気式ダイヤフラム式自記圧力計の区分としては含まれないため、区分から削除したものである。

以上の意見交換等があった後、自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式圧力計技術基準 (KHKS0713) 改正案に係る書面投票の実施について決議を行った結果、出席委員及び代理者 (17 名) の過半数 (9名) 以上の同意 (満場一致) により書面投票を実施することになった。

8-4 液化石油が λ用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置 (S型) 技術基準 (KHKS0733) 改正案及び液化石油が λ用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置 (SB型) 技術基準 (KHKS0737) 改正案について

事務局より、資料 10-1、10-2 に基づき、改正内容について説明を行った後、液化石油が ス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(S型)技術基準(KHKS0733)改正案及び液化石油が ス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(SB型)技術基準(KHKS0737)改正案に係る書面投票の実施について決議を行った結果、出席委員及び代理者(17名)の過半数(9名)以上の同意(満場一致)により書面投票を実施することになった。

9. 今後の予定について

事務局より今後の規格策定までのプロセスを確認し、書面投票、テクニカルレビュー 又はパブリックコメントの結果により、必要に応じて、液化石油ガス規格委員会を開催し、再度審議いただく旨、説明があった。その際の日程については事務局より改め て各委員に連絡することとなった。

以 上